

福岡県公報

平成二十八年十二月二十日
第三千八百五十四号
増刊
②

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

正 誤

○地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和二十三年福岡県条例第五号)中正誤 …………… 二

○再掲(平成二十八年一月五日福岡県公報第三千七百五十六号増刊①)

(中正誤) …………… 二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四百四十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市(門司区)の表中

老人保健施設光寿荘

〃 〃 大字田野浦一〇六番地の一

を

介護老人保健施設光寿荘

〃 〃 大字田野浦一〇一八―一

に改め

る。

一 病院 北九州市(戸畑区)の表中

牧山中央病院

〃 〃 初音町一三番一三号

を

戸畑総合病院

〃 〃 福柳木一―三三三

に改める。

一 病院 糟屋郡の表中

粕屋南病院

〃 〃 大字字美一〇番八七

を

粕屋南病院

〃 〃 神武原六一二―七

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム洗寿園

〃 博多区大字金隈二二―八

を

特別養護老人ホーム洗寿園

〃 博多区金の隈三―二四―五五

に、

特別養護老人ホーム新栄きよみずの杜

〃 〃 弁天町六一―三

を

特別養護老人ホームあだち園

〃 小倉南区沼緑町二―九―一

を

特別養護老人ホーム新栄きよみずの杜

〃 〃 弁天町六一―三

に、

介護付有料老人ホームパレス三萩野

〃 〃 白銀二―一―四

特別養護老人ホームあだち園

〃 小倉南区沼緑町二―九―一

養護老人ホーム双葉	〃	三條一―四―一	に、
双葉老人ホーム	〃	三條一―四―一	を
養護老人ホーム紅葉園	〃	大字西牟田六三五四―六二	に、
養護老人ホーム紅葉園	〃	大字野町五〇―一 番地	を
ケアハウス百寿の里	〃	大字上新入二一―六―七	に、
特別養護老人ホーム愛和園	〃	大字中泉一―八二―二五	を
特別養護老人ホーム愛和園	〃	大字中泉一―八二番二五	を
ケアハウス百寿の里	〃	大字上新入二一―六―七	を
特別養護老人ホーム遠賀野園	〃	大字感田字行合浦一五四五番地	を
特別養護老人ホーム愛和園	〃	大字中泉一―八二番二五	を
介護付有料老人ホームラフィーネ	〃	上葛原二―二一―一	に、
介護付有料老人ホームあべやま	〃	湯川四―二一―二五	を
特別養護老人ホームひびき荘	〃	若松区大字安屋三三二―〇―三	に、
介護付有料老人ホームラフィーネ	〃	上葛原二―二一―一	を
特別養護老人ホームひびき荘	〃	若松区大字安屋三三二―〇―三	を

三 身体障害者支援施設の表中

障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町中尾二二四七―一	を
障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町中尾二二七四―三	に改める。

正
誤

平成 28 ・ 1 ・ 5	昭和 23 ・ 4 ・ 1	発行年月日	
3756 増刊①	3126	番公 号報	
規則	条例	種 類	
22	5	同番 上号	
2	1	ペー ジ	
○		上	欄
		下	
5	ら 後 1 ろ か	ら 後 2 ろ か	行
削除			備 考
手続	当 り。	国 税	正
手続 き●	当	国 民 税●	誤